

# 社団法人西宮市シルバー人材センター定款

施行 平成 8年10月28日

改正 平成13年 7月23日 ①

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人西宮市シルバー人材センターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県西宮市青木町2番5号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、定年退職後等において、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対し、その労働能力を活用することができる臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること等により、高齢者の就業の機会の増大とその福祉の増進を図り、もってその能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。①

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高齢者の就業に関する調査及び研究
- (3) 高齢者に対する就業相談の実施
- (4) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供 ①
- (5) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための無料職業紹介事業の実施 ①
- (6) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催 ①
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。①

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する原則として西宮市に居住する者で、臨時的かつ

短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力の活用を希望するおおむね60歳以上のもの。①

(2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、この法人の事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承諾を得たもの。

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で、理事会の承認を得たもの。

(会費)

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。ただし、この場合において理事長は入会を承認した会員について、理事会に報告しなければならない。①

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

2 正会員又は賛助会員が次に掲げる各号のいずれかに該当するとき及び特別会員が次に掲げる第1号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第9条 正会員がこの法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

は、総会において正会員及び特別会員の全員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の搬出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事 10人以上13人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む)

(5) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選による。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期

は、前任者又は現任者の残留期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第15条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第4章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員及び特別会員の全員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第21条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項又は第3項の請求があったときは、速やかに総会又は理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するには、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員及び特別会員の全員の2分の1以上、理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員及び特別会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議決については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員及び特別会員又は理事の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員及び特別会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員及び特別会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内に、その年度

末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第32条 理事長は、第30条の規定にかかわらず、総会を開催することが困難であると認められる特別の事情がある場合で、あらかじめ総会の議決を経たときは、前年度の事業計画及び収支予算に準じて、次の総会の日までの間の事業計画及び暫定予算を調整し、理事会の議決を経て執行することができる。この場合において、理事長は次の総会においてその旨を報告しなければならない。

2 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該事業年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(補正予算の特例)

第33条 理事長は第4条第4号に規定する事業で、事業料の増加により事業のための直接

必要な経費に不足を生じたときは、当該事業の増加により増加する収入に相当する金額について、事業計画及び補正予算を調整し、理事会の議決を経て、支出することができる。この場合において、理事長は次の総会においてその旨を報告しなければならない。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の全員の4分の3以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人が総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員及び特別会員の全員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、兵庫県知事の認可を得て、西宮市又はこの法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 付 則

1 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙

役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず平成10年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第19条第2項第2号及び第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。

#### 付 則

この定款の変更は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

注記：兵庫県知事の認可日、平成13年7月23日。